

土地改良事業計画設計基準・計画

「ほ場整備（畑）」の改定について

平成 18 年 3 月 23 日

目 次

I. 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の改定について	
1. 背景及び改定の必要性	・・・P.2
2. 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の改定における 現在までの検討経緯	・・・P.3
II. 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の主要検討項目 について	・・・P.5
III. 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の主要改定内容 について	
1. 関係諸通知を含めた全体構成の変更	・・・P.6
2. 基準本文（事務次官通知部分）における主要改定内容	・・・P.7
3. 基準本文（事務次官通知部分）に基づく諸通知の主要改定内容	・・・P.11
IV. 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の検討スケジュール について	・・・P.15

I. 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の改定について

1. 背景及び改定の必要性

畑のほ場整備に係る調査・計画については、土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」に基づき行われているところである。

しかしながら、昭和 53 年に現行基準が制定されてから、おおむね四半世紀が経過し、制定当時と比べ技術の進展はもちろんのこと、食料・農業・農村を取り巻く社会経済情勢も大きく変化し、畑地におけるほ場整備の政策課題も変化してきている。

特に、平成 11 年度には、食料・農業・農村政策に関する基本理念等を明確にした「食料・農業・農村基本法」が制定され、ほ場整備を含めた農業生産基盤の整備については、同基本法の第 24 条において、「地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずる」ことが明確に位置付けられた。また、同基本法に掲げられた理念や施策の基本方向を具体化した「食料・農業・農村基本計画」（平成 17 年 3 月閣議決定）において、「面的なまとまりを重視した農地の利用集積の加速化や、担い手の育成・確保の契機となるほ場の大区画化等の基盤整備を推進する」ことが記述されている。

また、平成 13 年度には、基本法に即した形で土地改良法が改正され、環境との調和への配慮や地域の意向を踏まえた事業計画の策定が新たに盛り込まれたところである。

今後とも畑におけるほ場整備を適正かつ効率的に施行するためには、これら諸情勢の変化に対応した計画基準に改定していく必要がある。

さらには、事務次官通知と構造改善局長通知の 2 つのみに区分され、基本・規範的事項と参考的事項が混在している現行の基準を、基本・規範的な事項と技術に求められる柔軟性・選択性等の両立を確保するため、基準本文（事務次官通知）、基準の運用（農村振興局長通知）、基準及び運用の解説、技術書の 4 つに細区分して再編整備する。

2. 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の改定における現在までの検討経緯

土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の改定については、平成15年7月に、ほ場整備（畑）に関する専門的知識を有する学識経験者等を構成員とした「ほ場整備（畑）計画基準検討委員会」を設け、改定案の検討を行っている。検討の際には、地方農政局、国営事業所及び都道府県の土地改良事業関係者等に対して査読（計3回実施）を依頼し、意見・情報等を反映することに努めた。

平成16年度末には、食料・農業・農村政策審議会に土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の改定について諮問を行い、平成17年度には、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会技術小委員会で調査・審議を行い、途中、パブリックコメントを経て、改定案について了承された。

○ ほ場整備（畑）計画基準検討委員会の構成

委員長	佐藤 洋平	(独)農業環境技術研究所 理事長
委員	井上 久義	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 近畿中国四国農業研究センター傾斜地基盤部基盤整備研究室長
委員	木村 伸男	岩手大学農学部農林環境科学科教授
委員	駒村 正治	東京農業大学地域環境科学部生産環境工学科教授
委員	凌 祥之	(独)農業工学研究所農地整備部畑整備研究室長
委員	菅井 晴雄	和歌山県農林水産総合技術センター果樹試験場長
委員	千家 正照	岐阜大学応用生物科学部応用生物科学科教授
委員	矢沢 正士	北海道大学大学院農学研究科教授
幹事	農村振興局企画部土地改良企画課課長補佐（農地集団化班）	
幹事	農村振興局企画部資源課課長補佐（営農指導班）	
幹事	農村振興局企画部事業計画課課長補佐（国営農地整備班）	
幹事	農村振興局企画部事業計画課課長補佐（水利防災班）	
幹事	農村振興局整備部設計課課長補佐（設計基準班）	
幹事	農村振興局整備部水利整備課課長補佐（補助事業班）	
幹事	農村振興局整備部農地整備課課長補佐（地域整備班）	
幹事	農村振興局整備部農地整備課課長補佐（経営体育成事業企画班）	
幹事	農村振興局整備部地域整備課課長補佐（中山間事業推進班）	
幹事	農村振興局企画部資源課課長補佐（計画基準班）	
事務局	(財)日本水土総合研究所	

○ 「ほ場整備（畑）計画基準検討委員会」における検討経緯

昭和 53 年 9 月	現行基準制定
平成 15 年 7 月	平成 15 年度 第 1 回検討委員会開催（通算 1 回目）
平成 15 年 11 月	平成 15 年度 第 2 回検討委員会開催（通算 2 回目）
平成 16 年 3 月	平成 15 年度 第 3 回検討委員会開催（通算 3 回目）
平成 16 年 7 月	平成 16 年度 第 1 回検討委員会開催（通算 4 回目）
平成 16 年 10 月	平成 16 年度 第 2 回検討委員会開催（通算 5 回目）
平成 17 年 2 月	平成 16 年度 第 3 回検討委員会開催（通算 6 回目）
<u>平成 17 年 3 月</u>	食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会 <u>農業農村整備部会平成 16 年度第 3 回技術小委員会(事前説明)</u> 食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会 <u>農業農村整備部会（食料・農業・農村政策審議会に諮問）</u>
平成 17 年 6 月	平成 17 年度 第 1 回検討委員会開催（通算 7 回目）
平成 17 年 10 月	平成 17 年度 第 2 回検討委員会開催（通算 8 回目）
<u>平成 17 年 12 月</u>	食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会 <u>農業農村整備部会平成 17 年度第 2 回技術小委員会(調査・審議)</u>
<u>平成 18 年 1 月 4 日</u> <u>～平成 18 年 2 月 3 日</u>	<u>国民からの意見・情報の募集(パブリックコメント)</u>
平成 18 年 2 月	平成 17 年度 第 3 回検討委員会開催（通算 9 回目）
<u>平成 18 年 3 月</u>	食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会 <u>農業農村整備部会平成 17 年度第 3 回技術小委員会(調査・審議)</u> 食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会 <u>農業農村整備部会（食料・農業・農村政策審議会から答申予定）</u>

Ⅱ. 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の主要検討項目について

1. 関連諸通知を含めた全体構成の変更

現行基準は、枠内文章（事務次官通知）と枠外解説・参考（農村振興局長通知）の2つのみから構成されており、基本的・規範的事項と事例等の参考となる事項が混在している。このため、どの部分が必ず守らなければならない事項で、どの部分が幅広い解釈や弾力的運用が可能な事項なのか、不明確な状況になっている。

上記課題を解決する観点から、基本的・規範的事項を規定した「基準本文」（事務次官通知）及び「基準の運用」（農村振興局長）と、それ以外の「基準及び運用の解説」及び「技術書」の4つに再編する。

2. 地域特性に応じたほ場整備計画手法の充実

地域の特性（立地条件や土地利用）を踏まえた弾力的な整備を一層推進する観点から、地域特性の違いにより、ほ場整備の調査・計画で考慮すべき固有の事項についての記述の充実を図る。

具体的には、傾斜区分に応じて考慮すべき固有の事項や樹園地・施設畑等の調査・計画に当たっての記述の充実を図ることとする。

3. 環境に配慮した調査・計画に係る記述の充実

平成13年度に改正された土地改良法、平成15年度に策定された「水とみどりの『美の里』プラン21」及び平成17年度に制定された景観法等の趣旨を踏まえ、畑におけるほ場整備の調査・計画に当たり、「環境との調和に配慮しつつ、総合的な観点から十分な検討を行う」旨を基準本文に位置付けるとともに、関連する記載の充実を図ることとする。

4. 担い手の育成を踏まえた調査・計画に係る記述の充実

食料・農業・農村基本計画の趣旨も踏まえつつ、ほ場整備の目的の一つとして、「担い手の育成に資するための農地の利用集積」を基準本文に位置付けるとともに、担い手の育成に関する調査・計画に係る記述の充実を図る。

5. その他

上記の検討項目の他に、「基準本文」に係る主要検討項目として、地区設定の考え方、再整備の際に留意すべき事項、計画提示の考え方、土づくり、鳥獣被害防止等に関する記述の充実を図る。

Ⅲ. 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の主要改定内容について

1. 関連諸通知を含めた全体構成の変更

計画基準が本来有すべき規範性と、技術に求められる即時性、柔軟性、選択性等を確保するため、従来の計画基準を以下のように基準本文（事務次官通知）、基準の運用（農村振興局長）、基準及び運用の解説、技術書の4つに区分する。

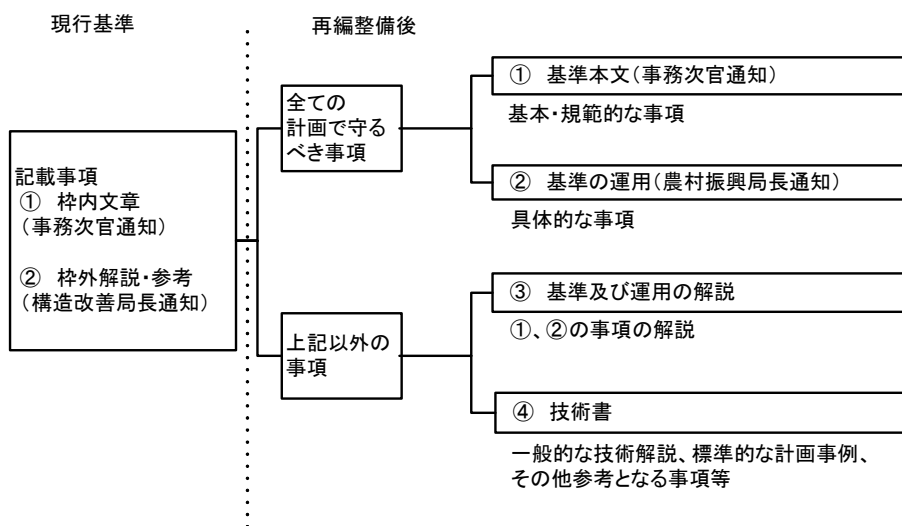
(ア) 上記4つの区分のうち、基準本文、基準の運用には、地域の特性や個別の現場条件などにかかわらず、全ての計画において遵守すべき事項を規定する。

①基準本文（農林水産省事務次官依命通知）には、基本・規範的な事項

②基準の運用（農村振興局長通知）には、基準本文の具体的な規定事項をそれぞれ定める。

(イ) 上記の①及び②で規定した事項について、根拠や背景等を明確にし、それらの適切な運用と技術の向上を図る観点から、③基準及び運用の解説を整備する。

(ウ) ①及び②の基準で一律に定めない事項、地域の特性や現場の条件等によって選択性のある事項、一般的な技術解説、標準的な計画事例、その他参考となる事項等については、④技術書として整備する。



2. 基準本文（事務次官通知部分）における主要改定内容

(ア) 基準の目的を明確化（改定（案） 第1章1.1 関連）

現行基準「1.1 定義及びこの基準で取扱う範囲」を「1.1 この基準の目的」とし、計画基準の目的を明確にした。

現行基準	改定（案）	備考
<p>第1章 総論 1.1 定義及びこの基準で取扱う範囲 この基準は、土地改良法（昭和24年法律第195号、以下「法」という。）に基づくほ場整備事業（以下「事業」という。）のうち畑に係るものの事業計画（以下「計画」という。）を樹立するに当たって必要な調査及び配慮すべき事項、施工の方法などについて定めたものである。 この基準で言う畑は、普通畑、樹園地、牧草畑をいう。</p>	<p>第1章 総論 1.1 この基準の目的 この基準は、土地改良法（昭和24年法律第195号。）に基づくほ場整備のうち、畑に係る<u>土地改良事業計画（以下「事業計画」という。）の作成に当たり、必要となる調査計画手法の基本的事項を定め、土地改良事業の適正かつ効率的な施行に資することを目的とする。</u></p>	<p>「取り扱う範囲」としては、普通畑、樹園地、牧草畑である旨を「基準及び運用の解説」に記載。</p>

(イ) ほ場整備の目的を明確化（改定（案） 第1章1.2 関連）

現行基準「1.2 基本理念」を「1.2 ほ場整備の目的と意義」とし、ほ場整備の目的を明確にした。具体的には、食料・農業・農村基本法や同基本計画の趣旨を踏まえ、担い手の育成や土地利用の秩序化に資する観点から、目的の一つに「担い手の育成に資するための農地の利用集積や非農用地を含む土地利用の秩序化」を新たに位置づけた。

現行基準	改定（案）
<p>第1章 総論 1.2 基本理念 事業は、地域開発の一環として農業生産及び農村環境の主たる構成要素をなすほ場条件を総合的に整備することにより、農業の生産性の向上を図るとともに、農村環境の保全に資するものであるから、計画は次の基本的考えに基づき樹立することが必要である。 (1) 該当地域において将来予測される営農の形態に適合し、土地及び労働生産性が高い効率的かつ合理的な営農を行い得るものであること。 (2) 農村の環境条件（生産環境及び生活環境）整備の一環として良好な農村環境の形成保全に資するものであること。</p>	<p>第1章 総論 1.2 ほ場整備の目的と意義 ほ場整備は、農地等の区画形質の変更を中心に、用水、排水、道路等のほ場条件を総合的に整備するとともに、<u>担い手の育成に資するための農地の利用集積や非農用地を含む土地利用の秩序化を一体的に実施することによって、将来の営農形態に適合した農業機械の効率的な利用や合理的な水利用等、生産性の高いほ場条件を整備することを目的としている。</u></p>

(ウ) 担い手の育成に資するための事項を明記 (改定(案) 第3章3.4.3 関連)

ほ場整備の目的の明確化と併せ、第3章3.4.3に「農地利用集積計画」を新たに位置づけ、「育成すべき担い手を明確にし、担い手への農地利用集積の目標を定める必要がある」旨を記載した。

現行基準	改定(案)
記載無し	第3章 計画 3.4.3 農地利用集積計画 <u>地域において育成すべき担い手を明確にし、地域の実情を考慮して担い手への農地利用集積の目標を定める必要がある。</u>

(エ) 環境との調和に配慮して事業を実施することを明記

(改定(案) 第1章1.3、第2章2.3、第3章3.1.1 関連)

土地改良法の改正により、土地改良事業の実施に当たっての原則として、「環境との調和に配慮」することが位置づけられたことを受け、計画基準においても、事業計画作成の基本として「環境との調和への配慮をしつつ、総合的な観点から十分な検討を行う」旨を明記した。

現行基準	改定(案)
第1章 総論 1.2 基本理念 事業は、地域開発の一環として農業生産及び農村環境の主たる構成要素をなすほ場条件を総合的に整備することにより、農業の生産性の向上を図るとともに、農村環境の保全に資するものであるから、計画は次の基本的考えに基づき樹立することが必要である。 (1) 該当地域において将来予測される営農の形態に適合し、土地及び労働生産性が高い効率的かつ合理的な営農を行い得るものであること。 (2) 農村の環境条件(生産環境及び生活環境)整備の一環として良好な農村環境の形成保全に資するものであること。	第1章 総論 1.3 事業計画作成の基本 事業計画の策定に当たっては、あらかじめ必要な調査を行い、長期的な見通しの下、地域の自然的・社会経済的な特性を十分考慮の上、基本構想を定め、 <u>環境との調和に配慮しつつ、総合的な観点から十分な検討を行わなければならない。</u>
記載無し	第2章 調査 2.3 精査 精査は事業計画の作成に当たり、必要となる調査で、自然条件、ほ場条件、社会経済条件、営農及び栽培状況、農業経営体の意向、 <u>周辺環境及び関連事業等に関する詳細な調査を行うものとする。</u>

現行基準	改定（案）
<p>第3章 計 画 3.1.1 構想のたて方</p> <p>計画は、営農、区画、土層改良、用排水、換地などについて定めるものとするが、事業は地域開発の一環として生産基盤の改善のほか、農村環境条件の改善に資すること目的として実施しようとするものであるから、当該地区の将来の姿を的確には握するとともに、それに適合した農業の形態、農村の環境条件などを明らかにし、これらの近代化に資するようほ場条件の総合的な計画を樹立することが必要である。</p> <p>このため、計画の内容は、基本となる当該地域の将来の開発構想及びそれに即した農業経営形態に基づき決定する。</p>	<p>第3章 計 画 3.1.1 基本構想のたて方</p> <p>基本構想の作成に当たっては、当該地域の将来目標を的確に把握するとともに、それに適合した農業形態、農村環境等の形成に資する総合的な計画となるようにしなければならない。</p>

(オ) その他 (改定(案) 第3章3.3、3.5.6、3.5.7、3.9[3.9.1、3.9.2]、3.10 関連)

現行基準では記載がなかったものの、「地区の設定」、「再区画整理」、「計画提示方法」を新たに位置づけ、各々の基本的考え方を明記した。

また、「3.9 土層改良計画」においては、土地生産力の増進を図る観点から、新たに「3.9.1 有効土層の保持」及び「3.9.2 透水性」を項立てし、「基準の運用」以下で記述の充実を図った。

さらに、「気象災害防止計画」を「3.10 農業被害防止計画」に名称変更し、気象災害の防止のみならず、鳥獣害防止に関する記述を「基準の運用」以下に記載した。

現行基準	改定(案)
記載無し	<p>第3章 計画 3.3 地区の設定 地区の設定に当たっては、地域的一体性を考慮するほか、周辺地域との関連性についても検討し、決定しなければならない。</p>
記載無し	<p>第3章 計画 3.5.6 再区画整理 再区画整理を行う場合は、現況の道路、水路の利用可能性の可否、全面的な改変の必要性等を検討し、区画形状及び大きさを決定する。</p>
記載無し	<p>第3章 計画 3.5.7 計画提示方法 計画の提示に当たっては、整備後の区画、道路、水路の形状・形態等がわかる計画図を作成する。</p>
<p>第3章 計画 3.8 土層改良計画 事業は、区画整理による労働の生産性の向上のみならず土地の生産力の増進を図るものであるから、土層改良計画にあつては、生産力を制限あるいは阻害するような土じょう条件を改良するための、また、集団化を阻害するような区画内の土じょう条件の不均一を解消するための計画としなければならない。</p>	<p>第3章 計画 3.9 土層改良計画 土層改良計画は、その目的を明確にした上で、実施方法を定める。</p> <p>3.9.1 有効土層の保持 有効土層は、作物の生育に必要な厚さが確保されるものでなければならない。</p> <p>3.9.2 透水性 土層の透水性は、作物の生育等を考慮して目標を設定する。</p>
<p>第3章 計画 3.9 気象災害防止計画 気象災害防止計画は、風害、塩害、凍霜害などの気象災害を受けるおそれのある場所について、これらの被害を防止する計画としなければならない。</p>	<p>第3章 計画 3.10 農業被害防止計画 自然災害等により農作物及び農業用施設に被害を受けるおそれのある場所については、被害を防止する計画としなければならない。</p>

3. 基準本文（事務次官通知部分）に基づく諸通知の主要改定内容

(ア) 環境との調和への配慮に関する記載の充実

基準各章に対応する「基準の運用」、「基準及び運用の解説」において、環境との調和に配慮した調査・計画の基本的事項等を記載した。また、水田とは異なる畑の特徴を踏まえた「環境との調和への配慮」の考え方及び検討例について「技術書」に記載する。

基準本文	諸通知の項目	諸通知の記載内容（概要）	参考資料1 該当箇所
総論	1.1 この基準の目的	<p>【基準及び運用の解説】</p> <p>1. 基準及び運用の適用</p> <p>3. 関連する他の土地改良事業計画設計基準等</p>	<p>p.2</p>
	1.3 事業計画作成の基本	<p>【基準の運用】</p> <p>1. 事業計画作成の基本</p>	<p>p.3</p>
		<p>【基準及び運用の解説】</p> <p>1. 事業計画作成の基本(2)</p>	<p>p.4</p>
調査	2.2 概査	<p>【基準の運用】</p>	<p>p.11</p>
		<p>【基準及び運用の解説】</p> <p>1. 資料の収集</p>	<p>p.12</p>
	2.3 精査	<p>4. 農村環境に関する概査</p>	<p>p.14</p>
		<p>【基準の運用】</p> <p>6. 周辺環境</p>	<p>p.27</p>
	<p>【基準及び運用の解説】</p> <p>6. 周辺環境</p>	<p>p.28</p>	

基準本文		諸通知の項目	諸通知の記載内容（概要）	参考資料 1 該当箇所
計	3.1 基本構想の作成	【基準の運用】 3.1.1 基本構想のたて方	基本構想を立てる際、生活環境の改善や自然環境の保全についても考慮する必要があることを明記。	p.29
		【基準及び運用の解説】 8. 農村環境の整備	田園環境整備マスタープラン、農村環境計画等を基に、関係行政機関と連絡・調整しつつ定める必要があること等を記載。	p.32
画	3.3 地区の設定	【基準及び運用の解説】 1. 地区の設定において配慮すべき具体的事項 (6)農村環境への配慮	地区設定に当たっては、田園環境整備マスタープラン等の内容を踏まえ、農村環境にも配慮した上で決定することが望ましい旨を記載。また、環境創造区域が設定されている場合や希少種が生息する区域等においては、事業による影響の回避も含め、ミティゲーション 5 原則に基づく検討が必要である旨を記載。	p.42

(イ) 地域特性に応じたほ場整備計画手法の充実

地域特性（立地条件、土地利用）の違いにより、ほ場整備の調査・計画で配慮する基本的事項について、「基準の運用」及び「基準及び運用の解説」において記述の充実を図った。また、普通畑、樹園地及び施設畑の傾斜区分に応じた区画計画の具体的な考え方、地域特性を踏まえた農地保全上留意すべき事項、樹園地における農道配置の考え方等を「技術書」に詳述する。

基準本文		諸通知の項目	諸通知の記載内容（概要）	参考資料 1 該当箇所
総論	1.1 この基準の目的	【基準の運用】 1.1 基準の運用の目的	基準の運用を適用する際、地域の実情や技術の進展等に応じて、創造的に対処することが必要である旨を記載。	p.1
		【基準及び運用の解説】 2. 取り扱う範囲	立地条件や土地利用の違いによるほ場整備で考慮すべき固有の事項について、各項で特記している旨を記載。	p.2
調査	2.3 精査	【基準及び運用の解説】 1. 自然条件 (2)地形及び表層地質	工事費の増大や法面崩壊等が懸念される傾斜地での調査には、特に留意すべきであることを記載。	p.18
		2. ほ場条件 (4)用水、排水及び農地保全	施設畑における末端かんがい方式を考慮しつつ調査する旨を記載。また、地表排水量に直接影響するハウスの建ぺい率について調査する旨を記載。	p.20

基準本文	諸通知の項目	諸通知の記載内容（概要）	参考資料 1 該当箇所	
計 画	3.4 営農 計画	【基準及び運用の解説】 3.4.5 農業機械利用計画 1. 大型機械利用とほ場 条件との関係	樹園地における機械利用の考え方について記載。	p.48
	3.5 区画 計画	【基準の運用】 3.5.2 区画計画の基本 1. 耕区	施設畑での耕区の考え方について記載。	p.49
		【基準及び運用の解説】 1. 耕区	施設畑における一般的な 1 耕区の大きさについて記載。	p.50
		【基準及び運用の解説】 3.5.3 ほ区の形状等 1. 基本タイプの分類	樹園地の基本タイプを、傾斜区分によって 4 つのタイプに分類。	p.52
			2. 基本タイプの適用	施設畑を前提とした場合のほ区の大きさや形状の考え方について記載。
		【基準の運用】 3.5.4 耕区の形状等 2. 短辺長	傾斜地における短辺長は、地形が制限要因になる旨を記載。	p.59
		【基準及び運用の解説】 3.5.4 耕区の形状等 2. 短辺長 (2) 傾斜と短 辺長	傾斜地における短辺長の制限要素について記載。	p.62
	【基準の運用】 3.5.5 農地保全上留意す べき事項	急傾斜地帯や特殊土壌地帯においては、農地侵食等の保全対策の必要がある旨を記載。	p.61	
【基準及び運用の解説】 3.5.5 農地保全上留意す べき事項	傾斜地における水食防止や畑の法面保護に関する対策について紹介。	p.62		
3.6 農道 計画	【基準及び運用の解説】 3.6.2 農道の配置 2. 傾斜地	樹園地における農道の配置の考え方について記載。	p.70	
3.8 用水 計画	【基準及び運用の解説】 3. かんがい方法	地域の特性を踏まえた適切なかんがい方式を選定する必要がある旨を記載。また、特に多くの利用が見られるかんがい方式について紹介。さらに、水源に著しい制約を受ける地区において、防除用水等を供給するための集水施設の考え方について記載。	p.86～ 88	

(ウ) 担い手の育成を踏まえた調査・計画に係る記述の充実

担い手の育成に関する記述を新たに記載することとし、「基準の運用」及び「基準及び運用の解説」の中で詳述した。具体的には、精査段階で把握すべき事項や、農地利用集積計画の策定に当たっての留意すべき事項等について新たに記載した。(参考資料 1 p. 26～28、43～46)

(エ) その他

① 地区設定の考え方について

地区の設定に当たっては、営農組織等の地域的広がりや非農用地の創出等を通じた土地利用の秩序化等の観点から適切な範囲となる旨を「基準の運用」に記載する。また、新たな「食料・農業・農村基本計画」に耕作放棄の発生防止・解消に向けた施策が位置付けられたことを踏まえ、耕作放棄地に関する記載を充実させる等、地区の設定において配慮すべき具体的事項について、「基準及び運用の解説」に記載した。(参考資料1 p. 39~42)

② 再整備の際に留意すべき事項について

今後の機械化の進展や技術の展開等といった環境の変化に伴って、区画を拡大し再区画整理を検討する場合の留意事項を「基準の運用」に記載した。(参考資料1 p. 61)

③ 計画提示の考え方について

特に傾斜地においては、事業開始前につぶれ地の大きさや法面段差の形状といった正確な情報を農業経営体に伝達することが重要である旨を「基準の運用」及び「基準及び運用の解説」の中で詳述した。(参考資料1 p. 63~64)

④ 土づくりについて

有効土層の保持(表土扱い、土層改良)の方法について、「基準の運用」及び「基準及び運用の解説」の中で記載するとともに、有効土層厚に関する様々な指標値や土層改良を効果的に行うための新工法を「技術書」の中で紹介する。(参考資料1 p. 89~96)

⑤ 鳥獣被害防止対策について

鳥獣被害防止の具体的な検討項目について、「基準及び運用の解説」の中で記載するとともに、近年の鳥獣害の発生状況や被害の多い鳥獣に対する防除対策例を「技術書」に記載する。(参考資料1 p. 98)

IV. 土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」の 検討スケジュールについて

本日、農業農村整備部会にて調査・審議を行っていただき、食料・農業・農村政策審議会より答申をいただくことを予定している。

答申後は、主として技術書の作成作業を行い、平成 18 年度中に改定の文章を施行する予定で作業を進めていくこととしたい。